

入札公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、特定事業として選定した稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業を実施する民間事業者を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価一般競争入札により募集及び選定するので、同令第167条の6第1項、第167条の10の2第6項及び稚内市契約規則（昭和39年規則第6号）第3条の規定により、公告する。

平成21年7月15日

稚内市長 横田 耕一

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名称 稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業
- (2) 対象となる公共施設の種別 廃棄物中間処理施設（エネルギー回収推進施設）
- (3) 事業場所 稚内市新光町1789番地 内
- (4) 事業内容 事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき新たに本施設を設計、建設し、維持管理・運営業務、維持管理業務等を行う。
詳細は、入札説明書等を参照のこと。
- (5) 事業方式 本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施する。
- (6) 事業期間 次に定める設計・建設期間及び運営・維持管理期間により構成する。
 - ① 設計・建設期間 平成22年4月から平成24年3月まで2年間
 - ② 運営・維持管理期間 平成24年4月から平成39年3月まで15年間

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加することはできないものとする。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

なお、代表企業は稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 稚内市競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱（平成12年8月1日）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 市が本事業に着いてアドバイザー業務を委託した株式会社エイト日本技術開発並びに株式会社エイト日本技術開発が本アドバイザー業務において提携関係にある東京青山・青木・狛法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

注）「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を出資しているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち本施設の設計、工事監理、建設、運営及び維持管理の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。ただし、本施設のうち建築物の工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

- ① 建築物の設計にあたる者及び建築物の工事監理にあたる者（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき配置するものとする。）は次の要件を満たすこと。
 - (ア) 稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
 - (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 建築物の建築にあたる者は、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 上記(2)①(ア)に同じ。
 - (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

なお、グループで応募する場合は、工事を担当する構成員及び協力会社が上記の許可を受けていること。
 - (ウ) 建設業法に基づく建築工事業に係る建設業許可を受けたもののうち経営事項審査点数（建築一式工事又は土木一式工事）が、1,000 点以上であること。
- ③ 中間処理施設（プラント）の建設にあたる者は、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 上記(2)①(ア)に同じ。
 - (イ) メタン発酵設備の実機あるいは実証機での安定した運転実績を有すること。

また、その施設が環境法令要件等を満足していることを技術資料及び技術を保証する資料等により証明できること。
 - (ウ) 環境省における循環型社会形成推進交付金交付取扱要領におけるエネルギー回収施設（高効率原燃料回収施設）の基準に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示できるものであること。
- ④ 中間処理施設（プラント）の運営及び維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 上記(2)①(ア)に同じ。
 - (イ) メタン発酵設備の実機あるいは実証機での運転経験を有する技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できるものであること。

(3) 応募者の参加資格の喪失

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、上記(1)及び(2)の要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(4) 応募者の参加資格確認基準日

平成 21 年 7 月 31 日（金）

(5) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則とし

て認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と認めた場合には、応募グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、参加資格の確認を受けた上で事業提案書の提出期限までに変更及び追加できる。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所
稚内市生活福祉部衛生課
住 所：〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号
電 話：0162-23-6436
F A X：0162-23-5960
E-mail：pfi2@city.wakkanai.hokkaido.jp
ホームページ：<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/>
- (2) 入札説明書等の内容、公開期間及び入手方法
入札説明書等は、次の①から④までの書類により構成される。
①入札説明書（様式集含む）
②要求水準書
③事業者選定基準
④契約書等（基本協定書案、事業契約書案）
平成21年7月15日から稚内市ホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。
- (3) 入札説明書等に関する第1回質問の受付
平成21年7月16日から7月24日まで
質問の提出方法等は、入札説明書等を参照のこと。
- (4) 入札参加表明及び入札参加資格審査書の提出期間、場所及び提出方法
提出期間 平成21年8月6日から8月13日までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時から17時まで
提出場所 稚内市役所1階 生活福祉部衛生課
提出方法 応募企業又は応募グループの代表者が持参
- (5) 参加資格審査結果の通知
参加資格審査結果は、平成21年8月21日までに書面により通知するとともに、ホームページに公表を行う。
- (6) 入札説明書等に関する第2回質問の受付
平成21年8月24日から8月28日まで参加資格審査通過者（以下「審査通過者」という。）を対象として実施する。
質問の提出方法等は、入札説明書等を参照のこと。
- (7) 審査通過者別説明会の開催
入札説明書等の内容が適切に理解された上で事業提案書作成が行われるよう、平成21年10月14日に、市と審査通過者の意思疎通を目的とした質問・回答を行う。
質問の提出方法等は、入札説明書等を参照のこと。
- (8) 入札書及び事業提案書の提出日、場所及び提出方法
提出日 平成21年10月30日、13時から17時まで
提出場所 稚内市役所1階 生活福祉部衛生課
提出方法 応募企業又は応募グループの代表者が持参
詳細については、入札説明書等を参照のこと。
- (9) 入札予定価格
入札予定価格は、次のとおりとする。
金3,189,777,000円（金利変動、物価変動による増減並びに消費税及び地方消費税は含まない。）
なお、最低制限価格は設定しない。
- (10) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、審査委員会による審査結果を踏まえ、落札者を決定する。
- (11) 落札者の選定基準
事業者選定基準のとおりとする。

- (12) 入札保証金に関する事項
稚内市契約規則第5条に該当する場合は免除する。

4. 契約手続等

(1) 基本協定の締結

市は落札者と事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び落札者が設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

(2) 事業契約の締結

市は落札者と事業契約案に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め平成22年2月に仮契約、平成22年3月に締結するものとし、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成29年3月末を期限とする契約書による。

(3) 議会の議決

本事業の事業契約は、PFI法第9条の規定に基づき、市が当事者となる事業契約の締結に関する稚内市議会の議決を得たのち締結される。

(4) 契約保証金に関する事項

事業者は、事業契約の締結にあたって、設計・建設工事等の履行を確保するために、履行保証保険等による設計・建設工事期間中の履行保証を行うものとし、履行保証保険金額は、整備費の10分の1以上とする。ただし、事業者は、運営期間中においては、契約保証の必要はない。

5. その他入札について必要な事項

入札参加者は、稚内市契約規則、競争入札心得その他関係法令等の規程及び本事業入札説明書等の内容を承知すること。

6. 入札に関しての照会先 3(1)に同じ。